

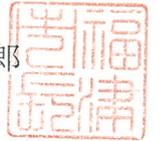
福津市告示第45号

命令違反事実の公表

福津市あき地等管理の適正化に関する条例第5条の規定に基づき、当該地あき地等の所有者等に対し、期限を定めて、除草等その他の当該危険な状態を除去するため必要な措置をとることを命令したにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく当該命令に従わなかったため、同条例第8条の規定に基づき、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、命令に係るあき地等の所在地、命令の内容を公表します。

令和8年3月4日

福津市長 福井 崇郎



氏名	住所	あき地等の所在地
宇山 昭子	福岡県福岡市西区横浜2丁目18番38号	宮司浜2丁目2295番102

命令の内容

- ・上記土地に繁茂した雑草等の草刈、及びその刈草等の除去
- ・樹木、竹等の伐採や枝払い等